○ 職務内容及び募集要件に係る評価委員会の意見

【令和８年度に改選等が行われた役職（本市退職者を選考の対象に含んだもの）】

大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程第３条第4項の規定に基づき報告のあった外郭団体の役員の職務内容及び募集要件について、同条第５項の規定に基づき大阪市外郭団体評価委員会の意見（答申書）を公表します。

なお、下表の項番1～3、6、7については、令和２年12月２日付け大阪市外郭評価委員会決定「大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程第３条４項の規定に基づく意見に係る運用について」（本ファイル末尾に添付）に基づき、「特段の意見はない」ものとして取り扱ったため、答申書はありません。

団体名	項番	役職名
アジア太平洋トレードセンター株式会社	1	専務取締役
大阪市住宅供給公社	2	理事長
大阪シティバス株式会社	3	代表取締役社長
株式会社大阪水道総合サービス	4	専務取締役
	5	常務取締役
株式会社湊町開発センター	6	常務取締役
クリアウォーターOSAKA株式会社	7	代表取締役
クリスタ長堀株式会社	8	取締役管理担当部長
阪神国際港湾株式会社	9	代表取締役副社長

令和７年 11 月 27 日

大阪市総務局長　吉村　公秀　様

大阪市外郭団体評価委員会
委員長　小林　あや

答申書

令和７年 11 月 20 日付け大総務第 39 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

記

諮問のあった株式会社大阪水道総合サービスの役員公募に係る当該役員の職務内容及び募集要件について、特段の意見はない。

（付帯意見）

次回以降の当該役員の公募に係る職務内容及び募集要件（以下「次回以降の職務内容等」という。）が、今回のものと同一である場合は、当委員会として、次回以降の職務内容等については特段の意見はないものとして取り扱うこととする。ただし、次回以降の職務内容等については、あらかじめ当委員会に報告することとし、当委員会が必要があると認めるときは、大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程第３条第４項の規定に基づき、改めて当委員会に諮問されたい。

令和７年 11 月 27 日

大阪市総務局長　吉村　公秀　様

大阪市外郭団体評価委員会
委員長　小林　あや

答申書

令和７年 11 月 20 日付け大総務第 41 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

記

募集要件(1)の「管理部門の長」について、所管所属の説明によれば、取締役管理担当部長が所掌する施設管理等の技術的な部門の長と同義ではないことから、応募者の誤解を招くことがないよう、表現を工夫されたい。

令和７年 11 月 27 日

大阪市総務局長　吉村　公秀　様

大阪市外郭団体評価委員会
委員長　小林　あや

答申書

令和７年 11 月 20 日付け大総務第 43 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

記

諮問のあった阪神国際港湾株式会社の役員公募に係る当該役員の職務内容及び募集要件について、特段の意見はない。

（付帯意見）

次回以降の当該役員の公募に係る職務内容及び募集要件（以下「次回以降の職務内容等」という。）が、今回のものと同一である場合は、当委員会として、次回以降の職務内容等については特段の意見はないものとして取り扱うこととする。ただし、次回以降の職務内容等については、あらかじめ当委員会に報告することとし、当委員会が必要があると認めるときは、大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程第３条第４項の規定に基づき、改めて当委員会に諮問されたい。

大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程第３条第４項の規定に基づく意見に係る運用について

令和２年 12 月２日
大阪市外郭団体評価委員会決定

大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程（以下「退職者指針規程」という。）第３条第４項の規定に基づき当委員会が述べる意見に係る運用について、次のとおり決定する。

記

１　監理対象団体が、退職者指針規程第３条第６項の規定に基づき、同条第４項の規定による役員の公募に係る職務内容及び募集条件についての当委員会の意見（以下「当初意見」という。）を勘案して当該役員の公募を行った場合において、次回以降の当該役員の公募に係る職務内容及び募集条件（以下「次回以降の職務内容等」という。）についても同一の内容のものとするときは、当委員会として、当該次回以降の職務内容等については特段の意見はないものとして取り扱うこととする。ただし、当該次回以降の職務内容等については、あらかじめ、事務局を通じて当委員会に報告を求めることとし、当委員会が必要があると認めるときは、当委員会において調査審議し、意見を述べることとする。

２　１の取扱いをする場合には、個々の諮問案件ごとに当初意見において別記の文例を基本とした付帯意見を付すこととし、当初意見において当該付帯意見が付さない案件については、全て退職者指針規程第３条第４項の規定に基づき、次回以降の職務内容等について当委員会において調査審議し、意見を述べることとする。

別記

なお、次回以降の当該役員の公募に係る職務内容及び募集条件（以下「次回以降の職務内容等」という。）が、本意見を勘案して行われた当該役員の公募に係る職務内容及び募集条件と同一である場合は、当委員会として、当該次回以降の職務内容等については特段の意見はないものとして取り扱うこととする。ただし、当該次回以降の職務内容等については、あらかじめ当委員会に報告することとし、当委員会が必要があると認めるときは、大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程第３条第４項の規定に基づき、改めて当委員会に諮問されたい。